

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携、継続的かつ友好的な互恵関係構築に向けて、中小企業としての観点で市場動向等の情報提供に努め、相互が信頼関係を築けるように連携を図って参ります。
- b. IT 技術を最大限に活用して、脱アナログを推進し業務効率化を実現し若者が希望の持てる建設業者として業界をリードする存在になります。
- c. 健康経営企業として、積極的な健康経営を推進していきます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

（以下、下請事業者を協力会社と記載）

① 価格決定方法

国土交通省が策定した「建設業法令遵守ガイドライン」に基づく適正場手順を踏むことを改めて徹底し、協力会社様との対等な関係の構築と潔白な取引に努めます。取引対価の決定に当たっては、協力会社と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、協力会社の適正な利益を含み、協力会社の労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。不当な価格削減を求めるることは行いません。業務上困難が生じた場合には協力会社とその都度、協議を行い適正な利益を検討し、協力会社が求める労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行うことを徹底し、協力会社様とお互いが納得のできる関係を築きます。

② 手形などの支払条件

下請代金は必ず全てにおいて現金で支払います。その際に期間をあけることなく、完工後迅速に協力会社様へと支払うように努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結を求めない。取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。知的財産取引に関するガイドラインに記載されている通

り、相手の技術やノウハウについて発注者・受注者ともに秘密保持義務があるために従来から保有する知的財産権や委託契約後に相手の秘密情報に依拠せず独自に開発をして得られた知的財産権は、その当事者に帰属し、製品の製造を受託している場合でも、ノウハウや図面等の意に反した秘密情報の開示義務を負いません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、協力業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

弊社は、「すべてはお客様のありがとうのために」という理念のもと協力会社様のご協力のもとで長年にわたり地域に根付く安心企業として健全な企業経営に努めております。そのために今後も引き続き協力会社様と健全性・透明性を確保した信頼関係を築き対話を重視したうえで相互が納得のできる体制を整えます。また、全社員が協力会社様に対して同じ思いを共有できるように情報の共有を徹底して参ります。協力会社様との共存共栄を図り、地域で無くてはならない安心の一商店として地域活性化に取り組み、地域のお客様へのお役立ちに全員経営で取り組んでまいります。

2024年7月7日

株式会社川畑瓦工業

代表取締役 川畑 光生